



令和6年1月5日  
午前9時10分

## 住民税非課税世帯などに支援給付金7万7千円を支給します

市は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、下記のとおり支援給付金を支給します（支給は1回限りです）。

### 記

#### 1 対象世帯

##### (1) 令和5年度の住民税が非課税の世帯

12月1日時点で本市に住民登録があり、世帯員全員の令和5年度住民税が非課税の世帯

※ 世帯員全員が非課税の世帯であれば、課税者の扶養となっても給付の対象となります

##### (2) 家計急変世帯

予期せず家計が急変したことで令和5年1月以降の収入が減少し、世帯員全員の令和5年1月～12月の収入が住民税非課税水準以下となった世帯

#### 2 給付金の支給額

1世帯当たり7万7千円 ※ 世帯主に支給します

内訳

- ・ 物価高騰対策分：7万円
- ・ 暖房費などの助成分：7千円

#### 3 手続きの方法

##### (1) 令和5年度の住民税が非課税の世帯

給付の対象となる世帯には、1月上旬に給付通知書または確認書を送付します。

## ア 給付通知書が届いた世帯

給付通知書が届いた世帯は、通知書に記載された事項に変更がなければ、令和5年8月から支給開始した住民税非課税世帯等支援給付金3万円の受取口座と同じ口座に1月中旬に振り込む予定としています。

給付金の受け取りを辞退したり、受取口座の変更を希望する場合のみ、1月12日（金）までに市役所に電話で連絡してください。

## イ 確認書が届いた世帯

給付の対象となる世帯で、住民税非課税世帯等支援給付金3万円を受給しなかった世帯や令和5年6月2日以降に一関市内で転居した世帯、世帯主の変更があった世帯などには、確認書を送付します。この確認書が届いた人は、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で一関市役所に返信する必要があります。

給付対象となる世帯であっても、令和5年1月2日（月）以降に転入した人がいる世帯、未申告者がいる世帯や12月2日（土）以降に修正申告などにより世帯員全員が非課税となった世帯については、市からの通知などはなく、世帯主が世帯員全員の所得の状況を確認し、申請する必要があります。

## (2) 家計急変世帯

令和6年度の住民税申告後、非課税見込みとなった住民税申告書の写しを添えて、申請する必要があります。

## 4 申請期限

3月22日（金）まで（必着）

※ 詳しくはホームページで確認できます

問い合わせ先 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
一関市 新型コロナ・物価高騰対策本部 生活支援班  
長寿社会課 課長補佐兼福祉企画係長 伊藤 歩  
主任主事 阿部 仁史  
電話：(0191)21-8730 (ダイヤル)  
FAX：(0191)21-4150  
メールアドレス：choju@city.ichinoseki.iwate.jp